

岩手県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成25年6月24日から同年7月22日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
大村地区（農業用排水施設）	当該土地改良事業計画書の写し	雫石町役場
大村地区（暗渠排水）	当該土地改良事業計画書の写し	雫石町役場